

## 佐賀県医療センター好生館が行う出資等に係る 不要財産の納付への対応について

### 【概要と今後の対応】

- ・好生館から、不要財産納付の認可申請が提出された。(法第 42 条の 2 及び法施行令第 8 条)
- ・好生館が所有財産を処分する場合には、地方独立行政法人法の規定により、設立団体としての県に返納する義務が生じる。
- ・県は、認可する際、あらかじめ評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経る必要があることから、委員の皆様にお諮りするものです。(法第 42 条の 2 第 5 項)

### 【出資等に係る不要財産の概要】

資料 3-2 のとおり

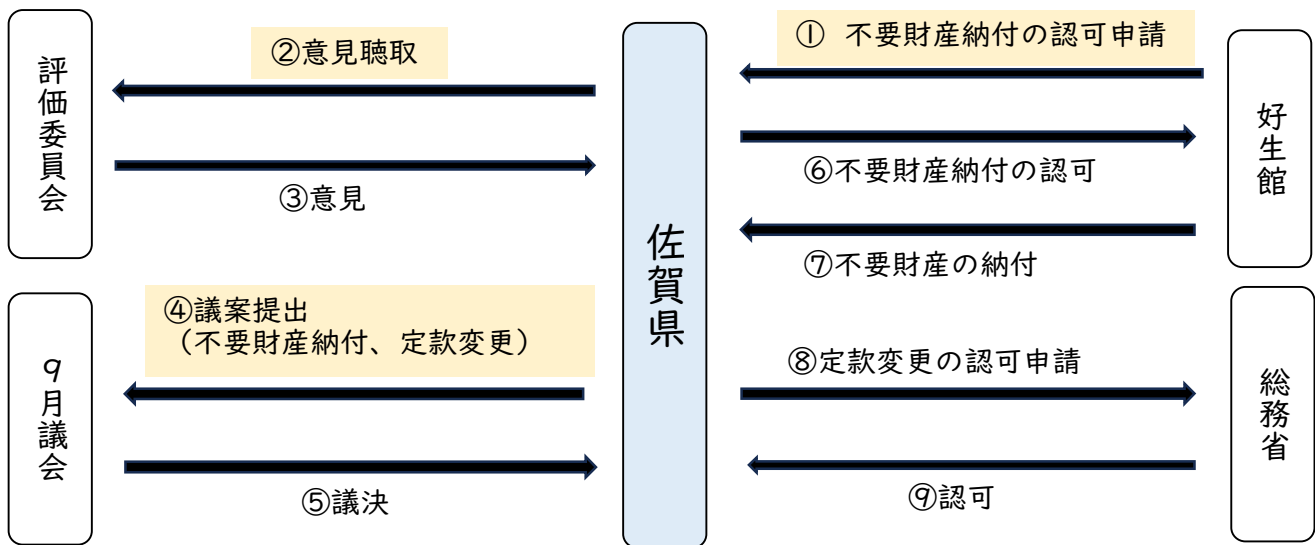
### 【好生館が不要財産として納付する理由】

1. 入居者状況、見込み…全 34 戸のうち、現時点で入居は 0。新規入居者は見込めない。
2. 好生館敷地内に、51 戸 宿舍を設置しており、医師・看護師等の 宿舍環境に問題ないため。

### 【不要財産の外観および位置図】



## 《好生館の出資等に係る不要財産の納付への対応図》



## 《参考法令》地方独立行政法人法

### 第6条(不要財産の処分)

地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。

### 第42条の2

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

～省略～

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。